

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	八尾市 個人市・府民税、森林環境税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、個人市・府民税、森林環境税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八尾市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人市・府民税、森林環境税の賦課事務
②事務の内容 ※	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律のうち、個人市・府民税、森林環境税の賦課に関する事務。 ・給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書等の受付をする。 ・住基ネットや庁内連携システムを使い、必要な情報を照会、取得する。 ・個人市・府民税、森林環境税の賦課決定を行う。 ・給与支払者に給与特別徴収に関する通知を行う。 ・住民に対して税額の通知を行う。 ・他市や税務署に対して必要な課税情報を取得、送付する。 ・他課からの依頼に基づき必要な情報を提供する。 ・年金支払者に対して年金特徴依頼通知、中止依頼通知を送付する。 ・窓口や電話対応。 ・賦課情報に基づいて課税証明書を発行する。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人市・府民税システム
②システムの機能	<1 課税対象者管理機能> ・宛名情報を基に課税対象者を管理する。 <2 課税資料管理機能> ・給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書の課税資料を管理する。 <3 賦課情報管理機能> ・課税資料の合算を行い、賦課情報を管理する。 ・税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 <4 帳票発行機能> ・納税通知書並びに納付書及び納入書を発行する。 ・課税証明書を発行する。 ・各種統計資料の作成を行う。 <5 連携機能> ・賦課情報を他業務に連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 （ 証明書自動交付システム ）

システム2

①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	年金保険者、国税庁、事業所、他自治体等と個人市・府民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。 <1 公的年金特別徴収機能> ・年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する機能。 <2 国税連携機能> ・国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する機能。 <3 電子申告機能> ・給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別徴収事務に関する申請書(異動届出書等)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書、税額通知データを送受信し管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）

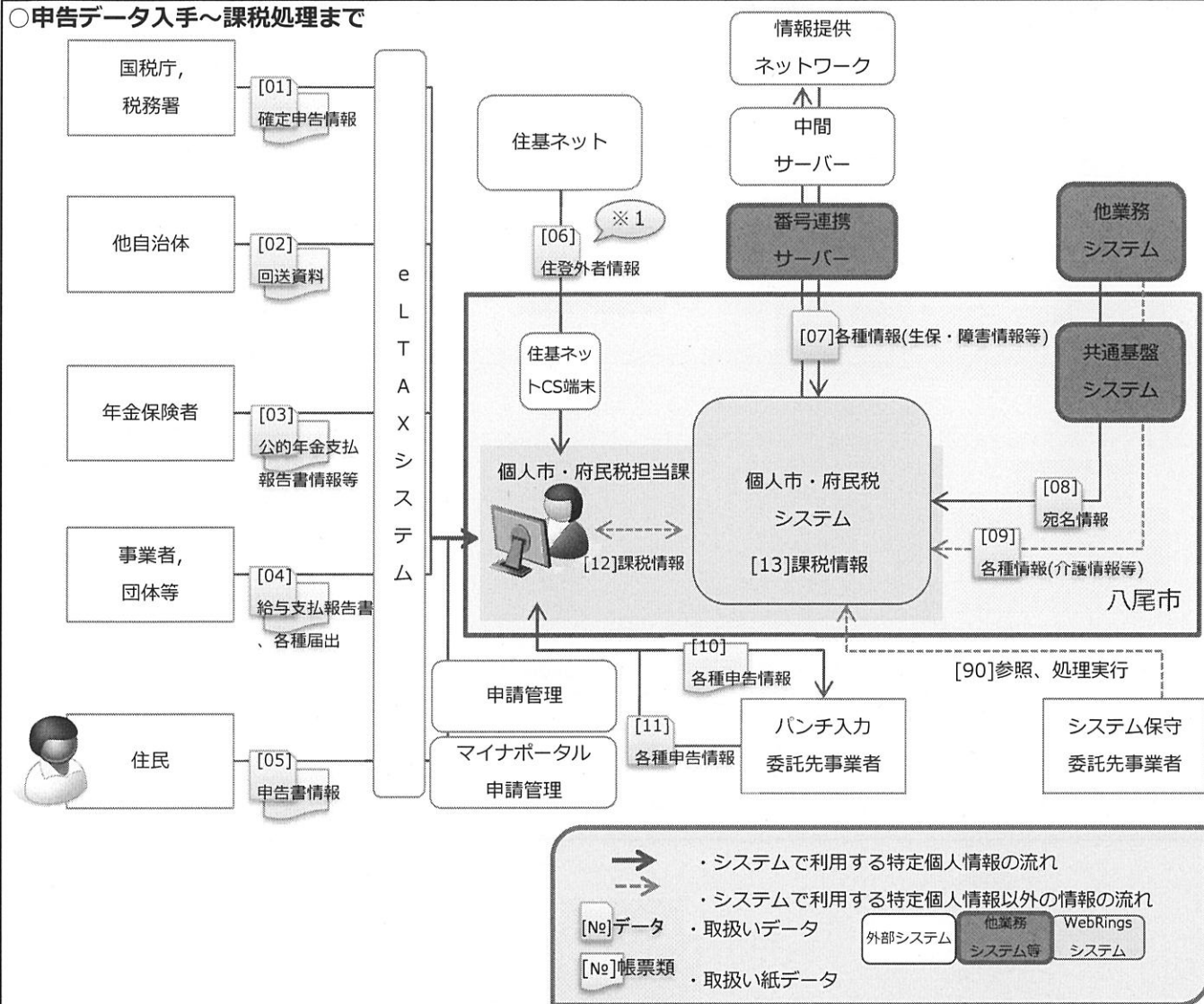
システム3	
①システムの名称	番号連携サーバー(=宛名システム等)
②システムの機能	<1 宛名管理機能> ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 <2 統合宛名番号の付番機能> ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 <3 符号要求機能> ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 <4 情報提供機能> ・各業務で管理している特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 <5 情報照会機能> ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー、庁内の業務システム)
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム(=庁内連携システム)
②システムの機能	<1 各業務システムからのデータ受取・配分機能> ・情報移転元システムで作成した他業務システム用データをあらかじめデータごとに設定してある情報移転先に従い移転先システムの専用エリアに書き込む機能。 <2 宛名情報の連携機能> ・既存住基システムから宛名異動データを取得し、各業務システム側からの要求に応じ要求元システムに渡す機能。 ※宛名異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で宛名異動データを渡す。 <3 セキュリティ管理機能> ・セキュリティを管理するための機能。 <4 システム管理機能> ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (庁内の業務システム)

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<1 符号管理機能> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 <2 情報照会機能> ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 <3 情報提供機能> ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 <4 既存システム接続機能> ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 <5 情報提供等記録管理機能> ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 <6 情報提供データベース管理機能> ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 <7 データ送受信機能> ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 <8 セキュリティ管理機能> ・セキュリティを管理するための機能。 <9. 職員認証・権限管理機能> ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 <10. システム管理機能> ・パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	<1 住民向け機能> 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 <2 地方公共団体向け機能> 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (申請管理システム)
システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<1 申請データ格納> マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを複号する機能 <2 申請内容照会・審査状況管理> 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 <3 個人市・府民税システムとの申請データ連携> 個人市・府民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (マイナポータル申請管理)

システム8	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	<1 既存システム連携機能> 既存住基、印鑑登録、税務、戸籍システムから証明書情報を連携する機能 <2 コンビニ交付機能> コンビニ交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	賦課決定を行う上で、住民の所得情報、控除情報、地方税関係情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	<公平・公正な課税、事務の効率化> ・市が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、公平・公正な課税が行われる。 ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(課税証明書等)の省略ができ、住民の利便性の向上が図れる。 ・電子による申告が可能となったため、電子的に申告されたデータを個人市・府民税システムに取り込むことにより、パンチミス等による誤課税を防ぎ、適正な課税が行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 業務の内容 ※

○申告データ入手～課税処理まで

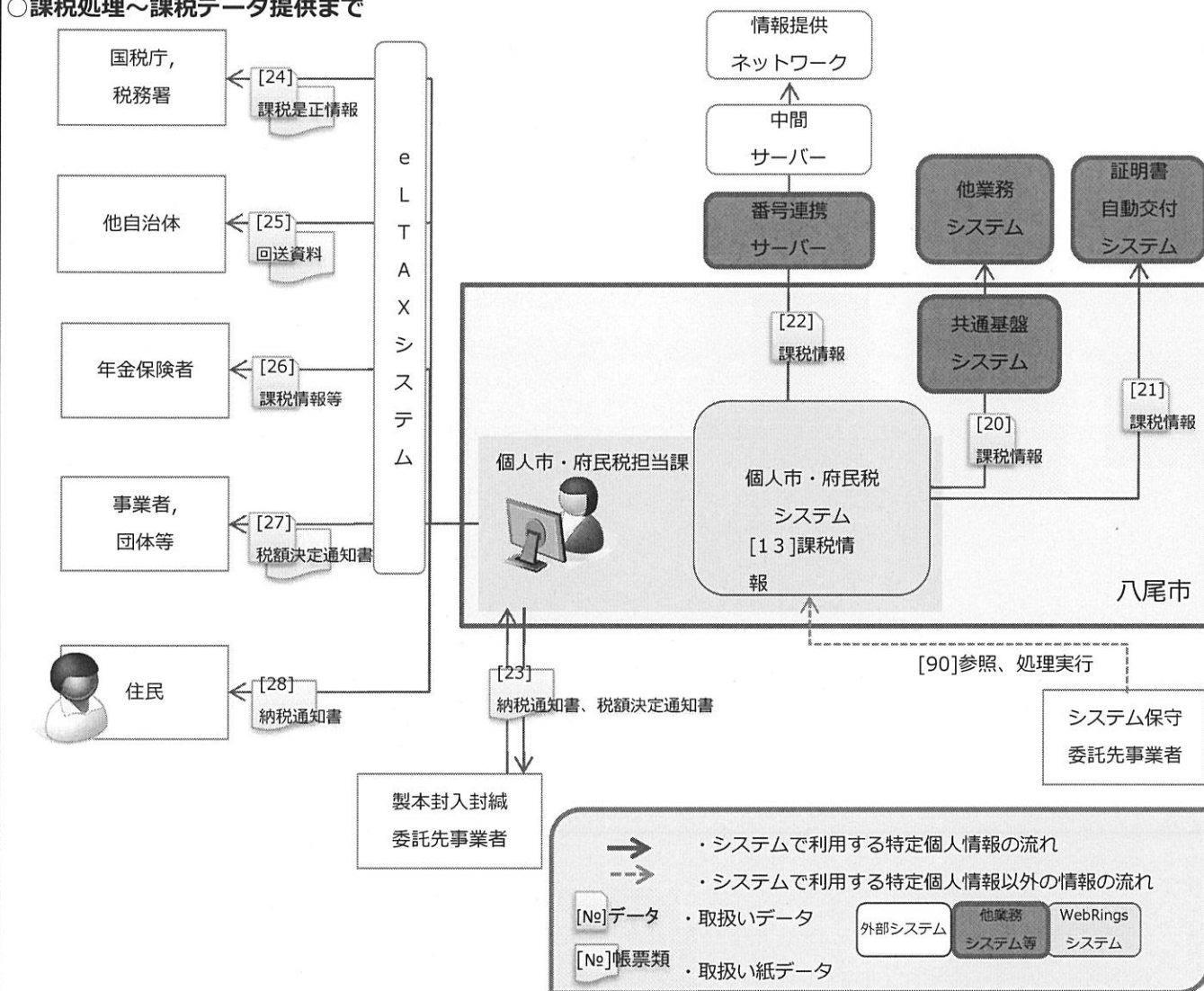


(説明)

- [01] e L T A Xシステム経由及び紙データにて国税庁、税務署より確定申告書情報を入手する。
- [02] e L T A Xシステム経由及び紙データにて他自治体より回送資料を入手する。
- [03] e L T A Xシステム経由及び紙データにて年金保険者より公的年金支払報告書情報、対象者情報を入手する。
- [04] e L T A Xシステム経由及び紙データにて事業所、団体等より給与支払報告書を入手する。
- [05] e L T A Xシステム・マイナポータル申請管理経由及び紙データにて個人より申告書情報を入手する。
- [06] 住基ネットCS端末より住登外者情報を照会する。※1 個人番号にて照会する運用になると想定
- [07] 番号連携サーバー経由にて情報提供ネットワークより情報入手する。(生活保護関係、障害者関係等の情報)
- [08] 共通基盤システムより宛名、世帯の情報を入手、共通基盤システムへ事業所宛名の情報を登録する。
- [09] 共通基盤システム経由にて他業務システムより情報入手する。(住基情報・介護保険者情報等)
- [10] 個人市・府民税担当課よりパンチ入力委託先事業者へ各種申告情報 ([01,02,04,05]にて取得)を提供する。
- [11] パンチ入力委託先事業者よりシステム保守委託先事業者へパンチデータを提供する。
- [12] 個人市・府民税担当課にて個人市・府民税システムを参照、更正する。
- [13] 課税情報を作成する。
- [90] システム保守委託先事業者にて個人市・府民税システムを参照、処理を実行する。

(別添1) 業務の内容 ※

○課税処理～課税データ提供まで



(説明)

[13] 課税情報を作成する。

[20] 共通基盤システム経由にて他業務システムへ課税情報を提供する。

[21] 証明書自動交付システムへ課税情報を提供する。

[22] 番号連携サーバー経由にて情報提供ネットワークシステムへ課税情報を提供する。

[23] 製本封入封緘委託先事業者へ納税通知書、税額決定通知書を引渡し成果物を受け取る。

[24] e L T A Xシステム経由及び紙データにて国税庁、税務署へ課税更正情報を提供する。

[25] e L T A Xシステム経由及び紙データにて他自治体への回送資料を提供する。

[26] e L T A Xシステム経由にて年金保険者へ課税情報を提供する。

[27] e L T A Xシステム経由及び紙データにて事業者、団体等へ税額決定通知書を送付する。

[28] 個人へ納税通知書を送付する。

[90] システム保守委託先事業者にて個人市・府民税システムを参照、処理を実行する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税対象者及び市外の扶養者・被扶養者
その必要性	公正・公平な課税を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	○個人番号：申告情報の個人を正確に特定するため ○その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するため ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所)：通知書の出力情報及び申告情報の個人特定で使用するため ○連絡先(電話番号等)：本人等に申告内容の確認等を行うための連絡用として使用するため ○その他住民票関係情報：課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため ○国税関係情報：申告区分、納税者番号等を記録することにより、個人市・府民税、森林環境税の公平かつ適正な課税を行うため ○地方税関係情報：所得、控除等を記録することにより、個人市・府民税、森林環境税の公平かつ適正な課税を行うため ○医療保険関係情報：社会保険料控除額の確認のため ○障害者福祉関係情報：正確な賦課実施の判断材料とするため ○生活保護・社会福祉関係情報：個人市・府民税、森林環境税の非課税判定等のため ○介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報：年金からの特別徴収税額を決定等するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、健康保険課、介護保険課、生活福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者等 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③入手の時期・頻度		☐ 住民基本台帳情報 住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上特定が必要な時にその都度入手する。 ☐ 申告書・報告書 1月～4月にかけて複数回提出を受ける。その後、追加、修正分の提出を随時受ける。 ☐ 介護保険料・国民健康保険料情報 1月頃、年一回 ☐ 生活保護情報 月1回 ☐ 公的年金からの特別徴収に関する情報 5月に新年度情報の提供を受ける。その後エラー等の情報の提供を毎月受ける。
④入手に係る妥当性		地方税法に基づく事務のため、課税対象者の情報を常に把握する必要がある、賦課期日現在の住所だけでなく、転居時の通知先、証明発行時の確認等にも必要であり、住民基本台帳と即時連動が必要である他、申告・届出・通知がある度に最新の情報を反映させる必要がある。
⑤本人への明示		個人市・府民税、森林環境税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、八尾市市税条例25条、番号法第9条に規定されている。
⑥使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うため
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部市民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		賦課決定に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行い対象者毎に資料を一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から市・府民税、森林環境税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金保険者へ税額を通知する。
情報の突合 ※		納税義務者の確認(納税義務者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税義務者者関係情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※		資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		所得額、各種控除額に基づき、市・府民税、森林環境税額を決定・更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない () 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	申告書等のデータ入力	
①委託内容	申告書等(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書)のパンチ入力による電子データ化	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	申告書等に記載された者	
その妥当性	課税資料をシステムへ登録する必要があるが、直接入力するには賦課までの期間があるため実施不可能。その対策として、提出された課税資料をシステムへの取り込める形式にデータ化する必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	問い合わせがあれば情報提供を行う。	
⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		審査システム(eLTAX)サービス提供業務
①委託内容		地方税共同機構が運営・管理するポータルセンタ(eLTAX)と連携し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、本市に設置する端末と認定委託先事業者が運営するサーバーとを接続して行われる、電子申告等システム、年金特徴システム及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者、寄附金税額控除申告特例申請者
	その妥当性	地方税共同機構より伝送される範囲
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあれば情報提供を行う。
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		システム保守運用作業	
①委託内容		個人市・府民税システムの保守運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人市・府民税システムに登録されているもの	
	その妥当性	保守業務の範囲は、システムのソフトウェア及びハードウェアにわたり、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (既存個人市・府民税システムを利用)	
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあれば情報提供を行う。	
⑥委託先名		株式会社アイネス営業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		税務システム標準化移行(令和7年度から令和9年度)
①委託内容		現行税務システムの標準準拠システム・標準化外システムへの移行対応
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市・府民税システムに登録されているもの
	その妥当性	移行の範囲は、現行システムのソフトウェア及びハードウェアにわたり、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあれば情報提供を行う。
⑥委託先名		株式会社アイネス営業本部
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって上記命令第3条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって上記命令第4条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって上記命令第5条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 4の項
②提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって上記命令第6条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 5の項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって上記命令第7条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって上記命令第9条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって上記命令第13条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって上記命令第15条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって上記命令第17条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先10	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 20の項	
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって上記命令第22条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって上記命令第30条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって上記命令第39条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって上記命令第41条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって上記命令第44条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって上記命令第50条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって上記命令第51条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって上記命令第55条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第59条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって上記命令第60条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって上記命令第61条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって上記命令第65条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって上記命令第67条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先23	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 66の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第68条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって上記命令第71条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 73の項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって上記命令第75条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって上記命令第77条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって上記命令第78条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって上記命令第83条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先29	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって上記命令第85条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第86条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって上記命令第88条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって上記命令第89条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 88の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって上記命令第90条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 89の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって上記命令第91条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先35	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 90の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって上記命令第92条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって上記命令第93条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって上記命令第94条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 96の項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって上記命令第98条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 98の項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって上記命令第100条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 106の項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって上記命令第108条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 108の項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって上記命令第110条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先42	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって上記命令第117条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 124の項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって上記命令第126条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって上記命令第127条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 129の項
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第131条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 130の項
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第132条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先47	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって上記命令第134条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって上記命令第139条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第140条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 140の項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって上記命令第142条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって上記命令第143条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって上記命令第144条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先53	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって上記命令第146条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先54	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 147の項
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって上記命令第149条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって上記命令第153条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 152の項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって上記命令第154条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって上記命令第157条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先58	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 156の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって上記命令第158条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先59	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって上記命令第160条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 160の項	
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって上記命令第162条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先61	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 161の項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって上記命令第163条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 163の項	
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって上記命令第165条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先63	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 164の項	
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって上記命令第166条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先64	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 165の項	
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって上記命令第167条で定めるもの	
③提供する情報	個人市・府民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先65	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって上記命令第168条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先66	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 167の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって上記命令第169条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先67	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 168の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって上記命令第170条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先68	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 169の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって上記命令第171条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって上記命令第172条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先70	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 171の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって上記命令第173条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって上記命令第174条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先72	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって上記命令第175条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先73	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税(国税通則法第2条第1号に規定する国税をいう。)又は森林環境税に関する事務(地方税法第317条の規定により同条に規定する所得に関する情報の提供を受けて行われる事務)
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市・府民税の納税義務者、扶養は正等の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度、扶養は正情報等については月1回

提供先74	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条
②提供先における用途	本市で住登外課税を行った際に、地方税法294条第3項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ通知し、二重課税を防止する。
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	発生した都度
提供先75	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額の通知、転出等により年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知
③提供する情報	年金特別徴収税額、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった者の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(随時)
提供先76	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	住所、漢字氏名、収入・所得情報、控除額情報、税額情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先1	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第17条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先2	こども健康課、保育・こども園課、障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第22条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先3	健康推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第30条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先4	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第39条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先5	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先6	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先7	住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう)の管理に関する事務であつて番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第55条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 〇 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先8	健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先9	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第77条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先10	住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第78条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
移転先11	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第83条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先12	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第88条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先13	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第89条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先14	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第91条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先15	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第92条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって上記命令第51条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって上記命令第55条で定めるもの
③提供する情報	個人市・府民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先18	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第108条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先19	危機管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第110条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先20	住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第126条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先21	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第127条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先22	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第134条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先23	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第139条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先24	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第146条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先25	保育・こども園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第157条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先26	臨時特別給付金プロジェクト
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

移転先27	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第163条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先28	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第165条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先29	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第77条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先30	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第12条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先31	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。)の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第13条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先32	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第14条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先33	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第15条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先34	こども若者政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	八尾市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第16条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先35	住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	八尾市営住宅条例による更新住宅の管理に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第17条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先36	教育委員会事務局 学務給食課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、八尾市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	八尾市就学援助規則による就学の援助に関する事務であって八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則第9条で定めるもの
③移転する情報	個人市・府民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税対象者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<本市における措置> セキュリティゲートにて入退室管理(サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<本市における措置> 保存期間の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜個人市・府民税・森林環境税課税情報ファイル＞

●課税情報

1.住民コード、2.生年月日、3.性別、4.氏名カナ、5.住所コード、6.通知書番号、7.徴収区分、8.本人希望徴収区分、9.年普算用徴収区分、10.事業所番号、11.納番、12.納税者番号、13.課税区分、14.控配有無、15.未成年、16.寡戸区分、17.勤労学生、18.老非該当、19.本人障害、20.扶養人数、21.国外扶養人数、22.年少扶養人数、23.特定扶養人数、24.老人扶養人数、25.同居老人扶養人数、26.その他扶養人数、27.特障扶養人数、28.同居障害者人数、29.他障扶養人数、30.控配同特障区分、31.青白区分、32.本人専従、33.専従配偶者、34.専従その他人数、35.一括徴収、36.生活状況、37.非課税コード、38.減免割合、39.減免種別、40.所得割課税表示、41.自主決定フラグ、42.均等割のみ、43.均等割軽減、44.強制入力、45.転勤該当、46.退職該当、47.資料分類大、48.資料分類小、49.主たる資料番号簿冊番号、50.主たる資料番号総括表一連番号、51.主たる資料番号一連番号、52.営業所得、53.農業所得、54.不動産所得、55.利子所得、56.株式配当所得、57.その他配当所得、58.給与収入、59.給与所得、60.特徴給給与収入、61.主給給与収入、62.専従給与収入、63.特徴給給与所得、64.年金収入、65.年金所得、66.雑所得、67.その他雑所得、68.総合譲渡短期所得、特控後、69.総合譲渡長期所得、二分の一前、70.一時所得、二分の一前、71.分離短期一般、特控前、72.分離短期一般、特控、73.分離短期軽減、特控前、74.分離短期軽減、特控、75.分離長期一般、特控前、76.分離長期一般、特控、77.分離長期特定、特控前、78.分離長期特定、特控、79.分離長期居住、特控前、80.分離長期居住、特控、81.株式等譲渡所得、未公開、82.株式等譲渡所得、上場分、83.分離配当所得、84.先物取引所得、85.山林所得、86.退職所得、87.繰越雑損失、88.繰越純損失、総所得分、89.繰越純損失、分離短期分、90.繰越純損失、分離長期分、91.繰越純損失、分離長期居住分、92.繰越純損失、株式分、93.繰越純損失、特定公社債分、94.繰越純損失、分離配当分、95.繰越純損失、先物分、96.繰越純損失、山林分、97.分離短期一般、特控後通算後、98.分離短期軽減、特控後通算後、99.分離長期一般、特控後通算後、100.分離長期特定、特控後通算後、101.分離長期居住、特控後通算後、102.株式等譲渡所得、未公開、通算後、103.株式等譲渡所得、上場分、通算後、104.先物取引所得、通算後、105.山林所得、通算後、106.退職所得、通算後、107.非課税所得、108.臨時所得、109.変動所得、110.免税所得、111.変動超過額、112.配当所得、二分の一、113.配当所得、四分の一、114.特定支出合計額、115.専従者への支払給与合計、116.分離含む合計所得、117.総所得金額、118.総所得金額等、119.配当割、120.譲渡割、121.所得税額、122.雑損控除、123.医療費控除、124.社会保険料控除、125.小規模共済掛金控除、126.生命保険料控除、所得税、127.個人年金保険料支払額、旧、128.一般生命保険料支払額、旧、129.個人年金保険料支払額、新、130.一般生命保険料支払額、新、131.介護医療保険料支払額、132.寄付金、公共以外、133.寄付金、公共、134.府条例寄付金、135.市条例寄付金、136.生命保険料控除、住民税、137.地震保険料控除、所得税、138.地震保険料控除、住民税、139.地震保険料長期支払額、140.寄付金支払額、141.申告特例寄付金支払額、142.寄付金控除、143.老年者控除、144.寡婦控除、145.特別寡婦控除、146.寡夫控除、147.ひとり親控除、148.勤労学生控除、149.本人障害控除、150.配偶者控除、151.配偶者特別控除、所得税、152.配偶者特別控除、住民税、153.配偶者の所得、154.扶養控除、155.特別障害控除、156.その他障害控除、157.基礎控除、158.所得控除合計、所得税、159.所得控除合計、住民税、160.翌年繰越控除、161.災害減免額、162.外国税額控除、市民税、163.外国税額控除、府民税、164.住宅借入金等特別控除、165.住宅借入金等特別控除残額、166.住宅借入金等特別控除可能額、167.市特別減額、168.府特別減額、169.府寄付金税額控除、170.市寄付金税額控除、171.府寄付金特例控除、172.市寄付金特例控除、173.市申告特例寄付金控除、174.府申告特例寄付金控除、175.政党等寄付金控除、所得税、176.定額減税予定額、177.市定額減税額、178.府定額減税額、179.市定額減税前所得割額、180.府定額減税前所得割額、181.減免額、市民税、182.減免額、府民税、183.減免額、森林環境税、184.課税、総所得分、185.課税、分離短期一般、186.課税、分離短期軽減、187.課税、分離長期一般、188.課税、分離長期特定、189.課税、分離長期居住、190.課税、株式等譲渡未公開、191.課税、株式等譲渡上場分、192.課税、分離配当分、193.課税、先物取引所得、194.課税、山林、195.課税、退職、196.市算出所得割、総所得分、197.市算出所得割、分離短期一般、198.市算出所得割、分離短期軽減、199.市算出所得割、分離長期一般、200.市算出所得割、分離長期特定、201.市算出所得割、分離長期居住、202.市算出所得割、株式等譲渡未公開、203.市算出所得割、株式等譲渡上場分、204.市算出所得割、分離配当分、205.市算出所得割、先物取引所得、206.市、調整控除、207.市、所得割調整額、208.市、配当控除、209.市、住宅借入金等特別税額控除、210.市、譲渡配当割控除額、211.市、譲渡配当割控除額全額、212.市、所得割減免額、213.市、均等割減免額、214.府算出所得割、総所得分、215.府算出所得割、分離短期一般、216.府算出所得割、分離短期軽減、217.府算出所得割、分離長期一般、218.府算出所得割、分離長期特定、219.府算出所得割、分離長期居住、220.府算出所得割、株式等譲渡未公開、221.府算出所得割、株式等譲渡上場分、222.府算出所得割、分離配当分、223.府算出所得割、先物取引所得、224.府、調整控除、225.府、所得割調整額、226.府、配当控除、227.府、住宅借入金等特別税額控除、228.府、譲渡配当割控除額、229.府、譲渡配当割控除額全額、230.府、所得割減免額、231.府、均等割減免額、232.市、差引所得割額、特徴、233.市、差引所得割額、普徴、234.市、差引所得割額、年金、235.市、差引所得割額、普徴、236.市、差引所得割額、特徴、237.府、差引所得割額、特徴、238.府、差引所得割額、普徴、239.府、差引所得割額、年金、240.市、均等割額、241.市、均等割額、特徴、242.市、均等割額、普徴、243.市、均等割額、年金、244.府、均等割額、245.府、均等割額、特徴、246.府、均等割額、普徴、247.府、均等割額、年金、248.森林環境税額、249.森林環境税額、特徴、250.森林環境税額、普徴、251.森林環境税額、年金、252.年税額、253.年税額、特徴、254.年税額、普徴、255.年税額、年金、256.控除不足額、257.譲渡配当割還付金額、258.債権額、259.変更年月日、260.処理年月日、261.特徴月別額1、262.特徴月別額2、263.特徴月別額3、264.特徴月別額4、265.特徴月別額5、266.特徴月別額6、267.特徴月別額7、268.特徴月別額8、269.特徴月別額9、270.特徴月別額10、271.特徴月別額11、272.特徴月別額12、273.特徴月別充当額1、274.特徴月別充当額2、275.特徴月別充当額3、276.特徴月別充当額4、277.特徴月別充当額5、278.特徴月別充当額6、279.特徴月別充当額7、280.特徴月別充当額8、281.特徴月別充当額9、282.特徴月別充当額10、283.特徴月別充当額11、284.特徴月別充当額12、285.特徴月別番号1、286.特徴月別番号2、287.特徴月別番号3、288.特徴月別番号4、289.特徴月別番号5、290.特徴月別番号6、291.特徴月別番号7、292.特徴月別番号8、293.特徴月別番号9、294.特徴月別番号10、295.特徴月別番号11、296.特徴月別番号12、297.普徴期別額1、298.普徴期別額2、299.普徴期別額3、300.普徴期別額4、301.普徴期別額5、302.普徴期別額6、303.普徴期別額7、304.普徴期別額8、305.普徴期別額9、306.普徴期別額10、307.普徴期別額11、308.普徴期別額12、309.普徴期別充当額1、310.普徴期別充当額2、311.普徴期別充当額3、312.普徴期別充当額4、313.普徴期別充当額5、314.普徴期別充当額6、315.普徴期別充当額7、316.普徴期別充当額8、317.普徴期別充当額9、318.普徴期別充当額10、319.普徴期別充当額11、320.普徴期別充当額12、321.年金特徴普徴税額年金分1期、322.年金特徴普徴税額年金分2期、323.年金特徴普徴税額年金分3期、324.年金特徴普徴税額年金分4期、325.年金特徴普徴税額年金分5期、326.年金特徴普徴税額年金分6期、327.年金特徴普徴税額年金分7期、328.年金特徴普徴税額年金分8期、329.年金特徴普徴税額年金分9期、330.年金特徴普徴税額年金分10期、331.年金特徴普徴税額年金分11期、332.年金特徴普徴税額年金分12期、333.年金特徴普徴税額年金分13期、334.年金特徴普徴税額年金分14期、335.年金特徴普徴税額年金分15期、336.年金特徴普徴税額年金分16期、337.異動事由コード、338.訂正済フラグ、339.居住年月日、340.住宅旧制度フラグ、341.適用消費税率、342.処理事由、343.医療費控除区分、344.エラー表示1、345.エラー表示2、346.エラー表示3、347.エラー表示4、348.エラー表示5、349.エラー表示6、350.エラー表示7、351.エラー表示8、352.エラー表示9、353.エラー表示10、354.エラー表示11、355.エラー表示12、356.エラー表示13、357.エラー表示14、358.エラー表示15、359.徴収開始月、360.徴収済月、361.徴収開始期、362.徴収済期、363.年金特徴済月、364.更新者

●課税対象者情報

1.住民コード、2.予備キー、3.世帯番号、4.住民税用世帯番号、5.続柄コード、6.続柄漢字、7.氏名カナ1、8.氏名カナ2、9.生年月日、10.性別、11.誰に世帯、12.誰に住民、13.扶養者特定表示、14.扶養専従区分、15.配偶者区分、16.配偶者住民コード、17.障害者控除、18.老人扶養控除、19.住民区分、20.住定事由、21.住民となった年月日、22.住民でなくなった年月日、23.住所編集パターン、24.行政区コード、25.住所コード、26.棟番号、27.番地コード、28.号コード、29.枝番コード、30.子枝番コード、31.市外コード、32.賦課期日住所漢字、33.賦課期日方書漢字、34.賦課期日氏名漢字、35.賦課期日通称名漢字、36.通称名カナ、37.世帯主氏名カナ、38.世帯主氏名漢字、39.世帯内グループ、40.筆頭者氏名、41.世帯内順位、42.税世帯続柄、43.前年事業所番号、44.確定申告書番号、45.前年個人区分、46.前年徴収区分、47.前年専従者有無、48.前年均等割のみ区分、49.前年誰に世帯、50.前年誰に住民、51.前年扶養者特定表示、52.前年扶養専従区分、53.前年障害者控除、54.前年老人扶養控除、55.通知書番号、56.電話番号、57.申告書発送済表示、58.申告書発送コード、59.申告書打出区分、60.はがき現年度発送予定、61.はがき現年度発送実績、62.はがき次年度発送予定、63.申告に準ずる事項、64.催告書発送済表示、65.催告書不要、66.未申告区分、67.資料種別大分類、68.資料種別小分類、69.外国人残留資格、70.国籍コード、71.納通公示、72.住登外課税通知、73.証明発行不可、74.生保区分、75.生保取得年月日、76.生保喪失年月日、77.国保資格区分、78.年金資格区分、79.卒業予定年度、80.被爆者、81.備考コード、82.国民健康保険料、83.介護保険料、84.寡婦理由、85.障害区分、86.申告書送理由コード例1、87.申告書送理由コード例2、88.申告書送理由コード例3、89.メンテナンスリスト対象、90.本人扶養照会人数、91.他市所得調査、92.家屋数事業所フラグ、93.メモ欄、94.ユーザーフラグ1、95.ユーザーフラグ2、96.ユーザーフラグ3、97.ユーザーフラグ4、98.ユーザーフラグ5、99.更新保護フラグ、100.IDカードナンバー、101.修正区分、102.処理年月日、103.置換え表示コード1、104.置換え表示コード2、105.置換え表示コード3、106.置換え表示コード4、107.置換え表示コード5、108.役所コード

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人市・府民税・森林環境税課税情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	他団体からの申告情報は、申告書等の資料の回送等、地方税法294条第3項に基づいた通知、地方税法20条の11に基づいた照会によって得られるため、必要な情報以外を入手することはない。 住民からの申告情報の入手については、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、さらに記載要領を充実することで必要とする情報のみ入手する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<住民からの入手> ・本人の記載または本人の同意を基に入手することとしており、不適切に入手することはない。 <電子データによる入手> ・eLTAXの専用回線を介しており、不適切に入手することはない。 <紙媒体や電子記録媒体による入手> ・八尾市を送付先としており、不適切に入手することはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名情報等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 庁内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	eLTAXシステムについては通信の安全性が確保されたLGWAN回線を利用しているため、特定個人情報の漏えい・紛失は防止されている。特定個人情報が記録された電子データについて、媒体を使用する場合は定められた担当者がセキュリティ機能付き電子記録媒体を用いて作業を行う。 紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人市・府民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、事務実施者ごとに特定個人情報の参照権限を割り当てる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	端末の立ち上げ時には生体認証による管理を行い、システムを利用する必要がある職員のユーザーIDに操作権限を割り当て、ユーザーIDとともにパスワードによる認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更することに伴い自動的にアクセス権限が変更される。 個別にアクセス権限の発行時には、必要なアクセスの詳細を判断し、責任者の承認を得て発行・登録する。 異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。ユーザーIDやアクセス権を管理者が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更または廃止する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の更新等の記録をユーザーIDとともにログとして保管する。アクセスログは保存され、必要なときに確認することができる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを記録する。 ・外部媒体へのデータのコピーは制御されており、データの持ち出しはできない。 ・システム利用職員への情報セキュリティに関する研修において、アクセスログ管理により業務外利用の特定ができることを周知し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・他課の職員は、アクセス制限により業務外の使用はできない。 ・職員以外の従事者(委託先等)へは、個人情報保護(目的外利用の禁止・外部提供の禁止等)について契約書に定めている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・バックアップファイルの取得は、入退室管理を行っているデジタル戦略課での作業に限定されている。 ・システムのバックアップデータは厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製を行えない仕組みとなっている。 ・委託先がバックアップ作業を行う際は職員の管理下で行わせる。また、バックアップ以外にファイルを複製する必要がある場合は、事前に当市の承認が必要となっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認し選定する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認する。 ・委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	業務従事者一覧を提出させるとともに、業務に従事できるものを経験のあるものに限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	委託先の特定個人情報の取り扱いについて、受領、管理、使用、提供、返還、及び消去について記録を作成すること、八尾市の求めに応じてその記録を提出する義務があることを契約書に定めている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・職員は委託先に対し、必要な調査や報告を求めることができるようになっている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書で、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止等を明記する。 ・職員は委託先に対し、必要な調査や報告を求めることができるようになっている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は業務が終了した時、または委託元が求めた場合、預託した個人情報を直ちに返却・消去することを、契約書・覚書に明記している。遵守の確認は、報告書により行う。 ・職員は委託先に対し、必要な調査や報告を求めることができるようになっている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・個人情報の保護 ・業務従事者名簿の事前提出 ・再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) ・目的外利用の禁止 ・知り得た秘密の遺漏の禁止 ・情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写・複製の禁止 ・必要に応じ、業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先が再委託した場合であっても、上記の責任を免れないことを規定し、再委託の際のリスクを担保している。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	庁内の他課への移転については、操作ログが記録される。 特定個人情報の提供については、提供記録として記録を残している。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法で認められている特定個人情報についてのみ「提供・移転」を行う。		
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	指定した端末のみから、移転できる制御を行う。 提供については、共通基盤システムを通してのみ情報を提供することで誤った相手に提供されないことがシステム上担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	照会元から指定された条件で適切に情報を提供することがシステム上担保されている。 また、共通基盤システムを通してのみ情報を提供・移転することで誤った相手に情報が提供されないことがシステム上担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <本市における措置> ・サーバー室は他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・IDカード及び生体認証で入退室管理を行う。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <本市における措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種のプログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策としてファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全確認措置を実施する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民の納税者情報は既存住民基本台帳システムから、随時最新情報を入手している。 ・納税者の賦課徴収情報及び住登外者の納税者情報は、随時、必要に応じて本人に確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限が過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、裁断・溶解等を行い廃棄する。		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> ・年に1回担当部署内において、評価書の内容どおり運用されているか自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<本市における措置> ・情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報保護ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか内部監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し改善を行う。 ・定期的に住民基本台帳ネットワークシステムに関する監査を受ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<本市における措置> ・個人情報保護に関する研修を実施している。 ・情報セキュリティに関する研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-9861(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市民税・府民税・森林環境税課税情報ファイル
公表場所	市役所本館3階 情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八尾市財政部市民税課課税係 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-3822(直通)
②対応方法	問い合わせ受付の際、対応内容について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市発行の広報誌及びホームページ等で素案に対する意見聴取の実施について案内するとともに、当該素案をホームページで掲示するほか、市役所担当課及び情報公開コーナー、主要市出先窓口において配架を行い、市民からの意見を募集する。
②実施日・期間	令和7年5月23日 ～ 令和7年6月23日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	